●●●●●会規約

　規約（又は会則など）の名称についての制限はありません。

　　　第１章　総　則

　（目的）

第１条　本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

　（１）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

　（２）美化・清掃等区域内の環境の整備

　（３）集会施設の維持管理

　（４）●●●●●●●●●●

　（５）●●●●●●●●●●

　　　　　　：

　（●）その他に関する事項

　地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定の活動だけでなく広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。ただし、その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的であることが求められます。

　（名称）

第２条　本会は、●●●●●会と称する。

　地方自治法（以下、「法」）上、地縁による団体の名称についての制限はありません。したがって、「●●行政区」「●●区自治会」「●●町内会」といった名称でよいと解されます。

　（区域）

第３条　本会の区域は、北杜市●●町◇◇◇●●番地から●●番地までの区域とする。

　地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。ただし、河川や道路等による区域の表示（例：北杜市●●町●●のうち●●川の北の区域）も、市町村内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されるものと考えられます。

　（主たる事務所）

第４条　本会の主たる事務所は、北杜市●●町◇◇◇●●番地に置く。

　「主たる事務所」とは、地縁による団体で設けている事務所をいうものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となるものです。事務所は、代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。規約の定め方としては、表記のように住居表示又は地番及び家屋番号により定めるほか、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規約の定め方も可能と考えられます。

　　　第２章　会員

　（会員）

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

　区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの、活動の賛助等の形で団体に参加できることとすることは可能と考えられます。

　（会費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

　会費は会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は第３６条に定める特別議決事項となりますので、表記のように定めて年１回の通常総会で各年度にて定めることが適当と考えられます。

　（入会）

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、●●●に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

　本条第１項は入会手続を定めるものですが、入会申込書の様式は、役員会（第２５条）で定めたり、会の細則（第４０条）で定めたりすればよいと考えられます。また、入会申込書は会長に提出することとしていますが、会として確実に受理し得る者に提出することを求めるものであり、会長の他に役員などに提出することとしてもよいものと考えられます。入会手続は、入会希望者の入会の意思が会として確認できるものとすべきですが、入会に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとすることは認められないと解されます。

　本条第２項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また法第２６０条の２第２項第３号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合をいうものですが、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られることとなります。

　（退会等）

第８条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

　（１）第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

　（２）本人から●●●で定める退会届が会長に提出された場合

２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

　本条第１項第２号の退会手続は、前条第１項に定める入会手続と同様の考え方によるものであり、本人の退会意思を会として確認できるものとする必要がありますが、退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められないと解されます。

　　　第３章　役員

　（役員の種別）

第９条　本会に、次の役員を置く。

　（１）会長　１人

　（２）副会長　●人

　（３）書記　●人

　（４）会計　●人

　（５）監事　●人

　（役員の選任）

第１０条　役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　監事と会長、副会長、書記及び会計は、相互に兼ねることはできない。

　（役員の職務）

第１１条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

　会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　書記は、会務を記録する。

４　会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

５　監事は、次に掲げる業務を行う。

　（１）本会の会計及び資産の状況を監査すること。

　（２）会長、副会長、書記及び会計の業務執行の状況を監査すること。

　（３）会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したとき　　は、これを総会に報告すること。

　（４）前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

　地縁による団体については、法第２６０条の５で「認可地縁団体には、１人の代表者を置かなければならない」とされており、法第２６０条の１１及び第２６０条の１２で監事についても規定されています。したがって、代表者（会長）１人を必ず選出する必要があり、また、１人又は複数人の監事を置くことが適当です。

　このように、認可地縁団体の代表権は代表者（会長）１人に帰属するものと法律上定められていますので、監事の他に役員を置かず、会長を欠くこととなった場合には直ちに総会で会長を選任する旨を規約に定めることも考えられます。しかしながら、表記のように、会長が不慮の事故等により職務を行い得えなくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいと考えられます（ただし、副会長による会長の職務代行は法律行為には及び得ないことから、直ちに後任の会長を選任すべきです。）。

　その他の役員は、会長及び副会長とともに役員会を構成しますが、その他の役員の中から、「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、その役員の職務を明らかにしておくのが適当と考えられます。

　なお、役員の選任は総会において行うことが適当であり、監事については会長、副会長、書記、会計と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

　（役員の任期）

第１２条　役員の任期は、●年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

　役員の任期は、法律上特に定めはありませんが、数箇月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも様々な弊害を生ずるといえます。また、事務執行上支障が生じないよう本条第３項の定めを置くことが望まれます。

　　　第４章　総会

　（総会の種別）

第１３条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

　（総会の構成）

第１４条　総会は、会員をもって構成する。

　（総会の権能）

第１５条　総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

　（１）事業計画及び収支予算に関すること。

　（２）事業報告及び収支決算に関すること。

　（３）規則（会則）の制定改廃に関すること。

　（４）役員の選出に関すること。

　（５）その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

　総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決でき（法第２６０条の１６参照）、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては規約をもってしても他に委任することはできないものです。

　なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認が含まれることは当然であり、また、不動産等の認可地縁団体の活動上重要な固定資産の処分等も含まれます。

　（総会の開催）

第１６条　通常総会は、毎年度決算終了後●箇月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

　（１）会長が必要と認めたとき。

　（２）総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったと　き。

　（３）第１１条第５項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

　総会は、法第２６０条の１３の規定により、少なくとも毎年１回開催する必要があります。また、法第２６０条の４の規定により、年度終了後３箇月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後３箇月以内に開催する必要があることに留意する必要があります。

　本条第２項第２号は、法第２６０条の１４第２項に規定されているものであり、「５分の１」の定数を規約において増減することは法的には可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります

　（総会の招集）

第１７条　総会は、会長が招集する。

２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の請求があったときは、その請求のあった日から●●日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の５日前までに文書をもって通知しなければならない。

　総会の開催権限は会長が有するものですが、第１６条第２項第２号及び第３号に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求に対しては総会を招集する必要があります。したがって、第２項に定めるように、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。

　第３項は、法第２６０条の１５の規定であり、「少なくとも５日前までに」通知を行う必要があります。

　（総会の議長）

第１８条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

　（総会の定足数）

第１９条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

　（総会の議決）

第２０条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（会員の表決権）

第２１条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。

２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の属する世帯の会員数の分の１とする。

　（１）●●●●●●●●●●

　（２）●●●●●●●●●●

　（総会の書面表決等）

第２２条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第１９条及び第２０条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

　総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、表記のように出席した会員の中から選出する必要がありますが、会長は会員の中から選任されていることにより「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能です。

　総会の定足数、議決に要する会員数については、地方自治法において特に定められていませんが、表記のように規定することが適切と考えられます。

　第２１条及び第２２条は、法第２６０条の１８に則る規定です。第２１条第１項において会員は各々１箇の表決権を有することが定められているところですが、従来の行政区、自治会、町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われます。そうしたことを勘案して、第２１条第２項の規定（特定事項について世帯の表決権を１票とすること）を設けることは可能ですが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決については同項の適用が認められず、規約に定めることとなる事項（代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等）についての決定も規約の変更となるため同項の適用は認められないと解されます。また、代表者や監事の選任も、同項を適用することは適当とは考えられません。

　なお、同項を適用する場合においても、世帯内の会員の表決権を剥奪することは認められません。したがって、世帯で表決権を取りまとめるためには、誰か１人に表決権を委任することにより表決権を集中することとなります。ただし、未成年の場合には、民法の定めるところにより、表決権の行使が行われることとなります（法定代理人の同意）。

　（総会の議事録）

第２３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　（１）日時及び場所

　（２）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

　（３）開催目的、審議事項及び議決事項

　（４）議事の経過の概要及びその結果

　（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

　総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、告示事項の変更届出の場合や、規約変更の認可申請の場合などに求められることから、表記のとおり、議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

　　　第５章　役員会

　（役員会の構成）

第２４条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

　（役員会の権能）

第２５条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

　（１）総会に付議すべき事項

　（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

　（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

　（役員会の招集等）

第２６条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

２　会長は、役員の●分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から●●日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも●日前までに通知しなければならない。

　（役員会の議長）

第２７条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

　（役員会の定足数等）

第２８条　役員会には、１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

　地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

　なお、役員会のメンバーは監事を除く役員とし、監事は会務の執行を監査する職務上、総会で決する以外の具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。もっとも、監事は役員会の構成員にはなれません（表決権を有しません）が、役員会に出席できることとすることは可能と考えられます。なお、役員の数等については、役員会が地縁による団体の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーとなるよう配慮すべきと考えられます。

　　　第６章　資産及び会計

　（資産の構成）

第２９条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　（１）別に定める財産目録記載の資産

　（２）会費

　（３）活動に伴う収入

　（４）資産から生じる果実

　（５）その他の収入

　（資産の管理）

第３０条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

　（資産の処分）

第３１条　本会の資産で第２９条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において４分の３以上の議決を要する。

　（経費の支弁）

第３２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

　地縁による団体が法人格を取得する目的は不動産等の資産を団体名義で保有することにあることから、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産（負債は含みません）の構成等を定めておく必要があります。「資産の構成」として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、表記のように「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が簡便と考えられます。なお、「財産目録」は、法第２６０条の４に基づき設立時及び毎年（年度）初３箇月以内に作成することとなっています。

　資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うことが適当と考えられますが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。このため、第３１条のように定め、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産（不動産等の重要な固定資産と考えられます。）を決定しておくことが適当です。なお、議決に当たっては、少なくとも「出席会員の４分の３以上」の承諾を得ることが望ましいですが、それ以上であれば任意に定めることができます。

　また、資産の管理は会長が行うものですが、日常の出納事務は、役員として「会計」を設けた時は、「会計」が出納その他の会計事務を行うこととなります。

　（事業計画及び予算）

第３３条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

　（事業報告及び決算）

第３４条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

　事業計画・事業報告及び予算・決算は地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決又は承認に関連付けることが必要です。財産目録は、年度終了後３箇月以内に作成しなければならないこととされているため、事業報告や決算も年度終了後３箇月以内に総会で承認を得る必要があります。

　ただし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年２回行うことが必要となりますが、通常総会は、年度終了後３箇月以内に(多くは４月、１月など)１回行うのが通例と考えられ、第１６条第１項もそのように定めています。

　したがって、年度開始前に総会を開催し事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないことになりますので、第３３条第２項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

　（会計年度）

第３５条　本会の会計年度は、毎年●月●日に始まり、●月●●日に終わる。

　会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、４月１日から翌年３月３１日までや、１月１日からその年の１２月３１日までとすることが多いと思われます。

　　　第７章　規約の変更及び解散

　（規約の変更）

第３６条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、北杜市長の認可を受けなければ変更することができない。

　本条は、法第２６０条の３に規定されており、規約の変更は総会の専権事項となっています。また、規約の変更は「規約変更認可申請書」により市長の認可を要するものとなります。

　なお、総会議決数の「４分の３」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきと考えられます。

　（解散）

第３７条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

　本条は、①破産手続開始の決定、②認可の取消し、③総会の決議、④構成員を欠いた場合に、当該地縁による団体は解散（法人としての権利能力の消滅及び団体自体の解散の両方を含む。）することになります。なお、他の解散事由を規約に定めた場合の解散事由の発生も考えられます。

　また、第２項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって変えることはできません。総会議決数の「４分の３」については定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

　（残余財産の処分）

第３８条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

　本条は、法第２６０条の３１に規定されています。同条第１項に基づき、解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人に寄付したり、会員に分配したりする旨を定めることは、地縁による団体の目的に鑑み適当ではありません。また、当初から解散時の残余財産の具体的処分先を明らかにすることは困難でもあります。

　したがって、表記のように、規約においては、帰属権利者を指定する方法を定めることが適当であると考えられます。

　また、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に地縁による団体にとって重要な決定であることから、解散決議と同様に総会員「４分の３」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

　　　第８章　雑則

　（備付け帳簿及び書類）

第３９条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

　（委任）

第４０条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、●●が別に定める。

　　　附　則

１　この規約は、●年●月●日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３　本会の設立初年度の会計年度は、第３５条の規定にかかわらず、設立認可の日から●月●●日までとする。

　第４０条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でも可能ですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります（個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません。）。

　なお、細則としては、「弔慰金規定」や「旅費規程」などが挙げられます。

　また、附則第１項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。このことにより、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第２項、第３項を定めることが適当です。